

下水道の使用上の注意

3-1 下水道に流してはいけないものがあります

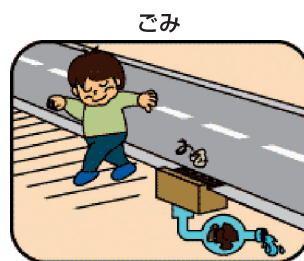
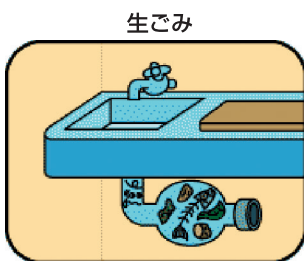
調理後の油を下水道へ流すと、下水道管をつまらせたり、下水処理に支障をきたしたりします。

このため、油は下水道へ流さずに、資源としてリサイクルするか新聞紙などを使って吸い取ったり、油固化剤で固化して燃やせるごみとして出したりしてください。なお、油処理剤（油と混ぜて下水

道へ流すタイプ）は油を乳化させ分散させるだけで分解しませんので使用しないでください。

トイレットペーパー以外の水に溶けない紙や製品、髪の毛などのごみは下水道管のつまりの原因となりますので、下水道へは流さないでください。

流してはいけないもの



3-2 屋内のトイレ、台所、洗面台などがつまった場合は

トイレ、台所、洗面台などの排水口から見える場合は、異物を取り除きましょう。また、市販のラバーカップを使うことで直せる場合があります。

トイレでのラバーカップの使い方は以下のとおりです。

- ①便器の周りの床等に水が飛び散り、汚れる場合がありますので、ビニールや紙を敷いたほうが安心です。
- ②便器に水を張ります。
- ③便器の排水口にラバーカップの先を静かに強く押し付け、勢いよく引きます。この操作を数回繰り返します。

ラバーカップを使用しても流れが良くならない場合は、排水設備業者に清掃を依頼してください。清掃の費用は個人負担となります。

ただし、清掃費用は業者によって異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、札幌市排水設備指定工事業者は、事業推進部排水指導課へお問い合わせいただくか、下記のアドレスから一覧表をご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>



トイレでは、普段から大量のトイレットペーパーやトイレットペーパー以外の製品を流さないようにしてください。

3-3 屋外の下水道管がつまったときは

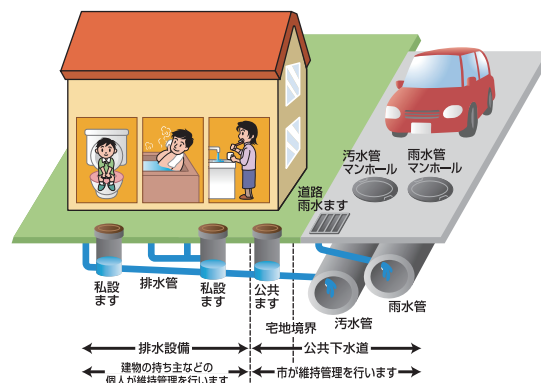
つまった箇所が公共下水道か排水設備かを確認してください。排水設備がつまった場合は、個人の財産ですから排水設備業者へ個人で清掃を依頼してください。この場合、清掃の費用は個人負担になります。

ただし清掃費用は業者によって異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、札幌市排水設備指定工事業者は、事業推進部排水指導課へお問い合わせいただくか、下記アドレスから一覧表をご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>

公共ますがつまったら、右記の下水管理センターへ連絡してください。



お住まいの地域	連絡先
白石区・厚別区・豊平区 清田区・南区	東部下水管理センター ☎865-7121
中央区・北区・東区 西区・手稲区	西部下水管理センター ☎641-8671

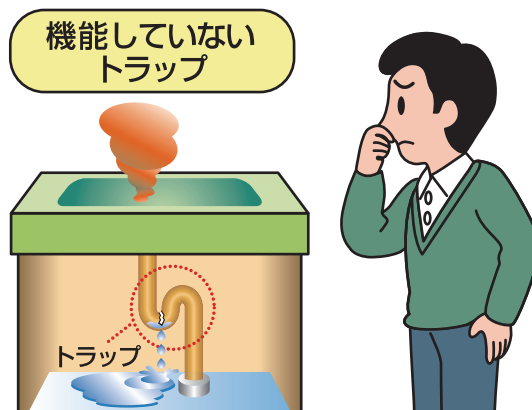
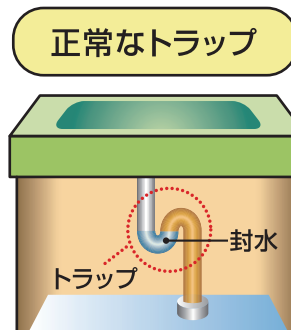
3-4 流し台や洗面台などの排水口から悪臭がする場合には

家の中の流し台や洗面台などには下水道からの臭いの逆流を除くため、トラップがついています。排水口から悪臭がする場合は、トラップがついていないか、または中の水が何らかの原因でなくなりトラップが機能していない可能性があります。

トラップの水がなくなる原因には

- ①器具の老朽化
 - ②排水管の接続不良
 - ③毛髪などが清掃不足で残り、たまった水が徐々に失われる。
 - ④排水器具を長時間使用しないため水が蒸発している。
- などがあります。

ご自分で修理できない場合は、排水設備業者へ依頼しましょう。



3-5

半地下構造物は溢水対策が必要です

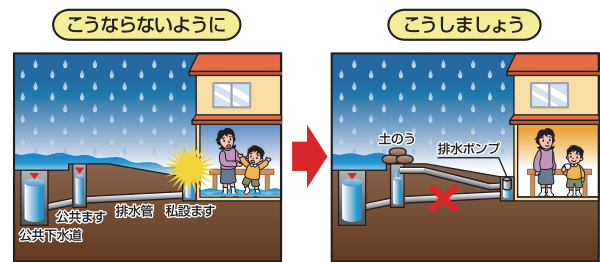
半地下構造物や低敷地の建物は、大雨・集中豪雨のとき、地下部分等に雨水が侵入したり、下水道管内水位の上昇により発生する逆流水によって被害の危険性がありますので、ポンプアップ等により逆流防止の対策を講じてください。

※「札幌市下水道条例施行規則第5条第3号及び第4号に基づく排水設備の基準」第19条

半地下構造物等の下水道利用については、
溢水のおそれがあることから、半地下部分は
ポンプ排水等の対策を講ずることとする。

○排水設備設置等確認申請書提出の際は、断面図及び溢水対策設備図を添付してください。

〈対策例〉



●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

3-6

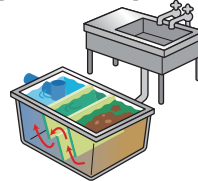
グリース阻集器設置のお願い

ラード等の油脂分を使用する中華料理店やラーメン店などでは、排水をそのまま下水道へ流すとラード等の油脂分が固まり、下水道管がつまったり、悪臭の原因になったりします。

このため、グリース阻集器を設置し、油脂分を除去してから排水してください。

グリース阻集器は、適切な維持管理をおこない使用してください。後付けのばっ気装置や薬剤添加装置は設置できません。

【グリース阻集器】



【油が原因による下水道管の閉塞状況】



●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

3-7

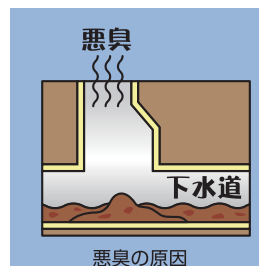
単体ディスポーザは設置できません

生ごみを碎いて水と一緒に直接下水道へ流す「単体ディスポーザ」を使用すると、下水道管がつまり腐敗して悪臭を放つほか、下水処理にも支障をきたし、河川汚濁の一因となることから、札幌市では下水道条例施行規則で設置を禁止しています。

なお、碎いた生ごみを分離・処理する排水処理装置が一体となっている「ディスポーザ排水処理

システム」は下水道への負担が少ないことから、特定の機種について設置を認めています。設置を検討している機種がありましたらご相談ください。

●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)



3-8

単体ディスプレイの悪質訪問販売ご注意ください

『札幌市で義務付けられた』などと事実と異なる説明をし、モニター制度と称して単体ディスプレイを設置させる悪質訪問販売をめぐるトラブルが頻発していますのでご注意ください。

あやしいと思ったら、契約をする前に事業推進部排水指導課へお問い合わせください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課(☎818-3422)



3-9

排水設備(宅地内の排水管・私設ます)の点検商法にご注意ください

最近、各家庭を訪問して、札幌市と関連があるような紛らわしい営業活動をし、排水設備に関する『点検・清掃・修繕』を言葉巧みに勧める業者がいます。札幌市では、宅地内の排水管や私設ますの『点検・清掃・修繕』をおこなったり、業者に委託することはありません。

業者が清掃などを勧めた場合でも、排水設備をご自分で確認して、必要がなければお断りください。中には、排水設備の清掃・修繕だけでなく、「無料点検」と称して床下に入り、『土台が腐り、家が傾く』などと不安をあおり、不必要な高額リフォーム工事を強引に勧める場合があり、全国的に被害

が発生しています。

よくわからないときは契約をする前に、事業推進部排水指導課にお問い合わせください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

排水設備の点検商法や単体ディスプレイの訪問販売などの契約に関するトラブルで困ったときは、

●問い合わせ先

札幌市消費者センター ☎728-2121